

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第20回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016年8月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

11月12日までに契約書に「不公正条項」が含まれていないか、ご確認を！

個人消費者と締結する標準契約書に「不公正条項」がある場合、個人消費者保護のため当該条項は無効とされますが、11月12日に施行される新法では、小規模事業者に対しても適用されることとなります。

不公正条項とは、（1）契約当事者の権利義務に著しい不均衡を引き起こし、（2）金銭上またはその他の不利益が生じる条項であって、（3）これにより利益を受ける当事者の法律上の利益を保護する合理的な必要性がないものをいいます。たとえば、一方当事者の義務だけを免除する条項、一方当事者だけに解除権や変更権を与える条項等は、不公正条項に該当する可能性が高いといえます。

これに加えて、近時の連邦最高裁判所は、「不公正条項」の該当性の判断にあたって、契約文言だけでなく、契約当事者の置かれた立場や状況についても検討すべきであると判示しました。したがって、立場上契約を拒むことが難しい立場にいる小規模事業者と契約を締結するような場合、不公正条項と判断される可能性が更に高まります。

小規模事業者との間で標準契約書を用いた取引を行っている場合、無効とされる契約条項がないかどうか、確認しておくべきでしょう。

[新法の概要](#)及び[近時の連邦最高裁判所](#)の原文（英語）へのリンクはこちら

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

豪州初となる違法カルテルに対する刑事訴追事件

先月 7 月 14 日、連邦検察庁は、世界的な海運会社に対して豪州初となる違法カルテルを理由とした刑事訴追を行いました。これまで豪州は、国際カルテル事件において、米国や欧州ほど厳しく罰せられる国ではないと軽視されてきましたが、2009 年に刑事罰が導入されて以来、本当に刑事訴追が行われるのかどうか、その動向が注目されてきました。今回はこれが実際に行われた初のケースということになります。オーストラリア競争消費者委員会は、他にも 10 件から 12 件ほど厳正な調査中の違法カルテル事件があるとしており、違法カルテルを理由とした刑事訴追が続々となされる可能性を強く示唆しています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

臨時雇用の期間も解雇手当の計算対象に

フェアワーク委員会は、臨時雇用の社員（casual employee）が続けて同じ雇用主の非常勤又は常勤の社員となった場合には、臨時雇用の期間についても解雇手当の計算の対象となると判断しました。これを受けて、解雇手当の計算方法を見直す必要があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

職場いじめの調査において雇用主が注意すべき点

従業員 A が従業員 B に対して職場いじめをしていたと訴え出たことから、雇用主が従業員 A に対して調査を行った事案において、裁判所は「職場いじめの調査にあたっては、雇用主は、従業員 A が精神的な障害などを受けないように細心の注意を払う義務がある」旨の判断を示しました。雇用主は、職場いじめのケースでは、いじめた側とされている当事者に対しても、細心の注意を払う必要があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

IPO のデューディリジェンスの在り方に関する ASIC ガイドラインの公表

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、今年 7 月、新規株式公開（IPO）のデューディリジェンスの在り方に関するガイドライン（ASIC Report 484）を公表しました。同ガイドラインは、実際に行われた 12 の IPO を踏まえて、チェックボックス式のデューディリジェンスや発行体の取締役の表面的な関与など、問題のある実例を紹介した上で、IPO に向けてあるべきアプローチを解説しています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

企業価値を創出する企業文化を作り出すには

個々の企業特有の企業文化は、時として非効率又は硬直的な組織運営をもたらすだけでなく、組織的な不祥事やその隠蔽などに至ることもあり、規制当局によってリスク要因の1つとして認識されています。実際 ASIC は、最近、2016年から2017年の主要な監督事項として、企業文化及びその行動規範を挙げています。直ちに「正しい」企業文化へと改善する特効薬はありませんが、企業価値を創出する企業文化を作り出す要因は何かについて検討します。

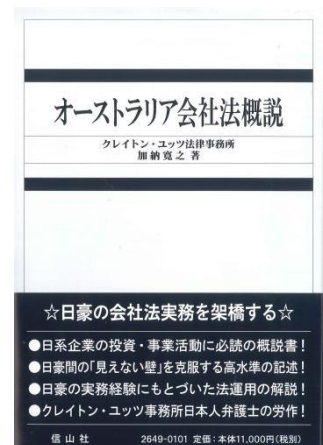
原文（英語）への[リンク](#)はこちら

自動運転車の導入に必要な法整備とは

近時、自動運転車の開発や試験運転に関する報道がしばしばなされていますが、他方で自動運転車の実用化には法律の大幅な整備も必須といえます。クレイトン・ユッツ法律事務所は、自動運転車の実用化の障害となっている法規制、民事責任の分担の在り方、保険の制度設計、個人情報保護の問題、政府の規制の在り方などについて、採りうる選択肢と提言を含む報告書を纏めました。

報告書（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

最近行われたセミナーのご報告

1. ブリスベン日本商工会議所セミナー「豪州 M&A 取引実務」

2016年8月12日、ブリスベン日本商工会議所主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州 M&A 取引実務 ～ M&A の種類、手続の流れと注意点、買収後の経営統合等に関する基本的なポイント」をテーマに講演を行いました。豪州 M&A は、Public M&A、Private M&A 及び事業 M&A に大別することができますが、これらの M&A について調整スキーム (Scheme of Arrangement) などの豪州特有の法制度も踏まえながら概説するとともに、レシーバーが行う入札 M&A 案件の特徴と注意点、買収監査 (デューデリジェンス) と表明保証条項との関係、買収後の経営統合に関する留意点とその対応など、日本の M&A との相違点などにも触れながら解説を行いました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月8日にシドニー日本商工会議所、また、2015年12月16日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015

年 12 月 1 日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015 年 10 月 7 日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～ 1 ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

4. オーストラリア農業投資セミナー

2015 年 10 月 1 日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪 EPA 締結に続き TPP が大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 (「ビジネス法務」2016 年 4 月 Vol.16 No.4)

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました (共著)。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015 年 12 月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の留意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」(ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号)

The Association for Real Estate Securitization (ARES) (一般社団法人不動産証券化協会) の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴木正俊弁護士が寄稿した記事(共著)。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 樋口彰
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ahiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。